

第2回検討会で頂いた主な意見とその対応等

第2回検討会で頂いた主な意見とその対応

No	主な意見	対応状況	備考	
1	地権者や共同事業者への説明の際に活用できるようなわかりやすい概要、フロー図を作成しておいては如何か。	とりまとめ(案)概要を作成	資料-3	
2	治水対策として効率的に高規格堤防の整備を進めていく上でも、協力いただく地権者に対し無駄に時間を費やさないう事業をスムーズに進める上でも、今後の整備の実施に当たっての対応方策をまとめておくことが必要であり、そうした趣旨を「1. はじめに」に記載してはどうか。	とりまとめ(案)に追記・明確化する内容を検討	資料-2-1 P1	
3	<p>全体の構成が国を主語としてとりまとめられている中で、資料-2P10の2つ目の○だけ共同事業者としてこうあるべきとの考え方を記載する事は違和感がある。</p> <p>-----</p> <p>先程の件について、とりまとめ文章では資料-3P3の3つ目の○において、「地権者の事業への理解や協力が不可欠」との記載があることから、公平性等の観点についても基本的な内容として追記した上で、さらにその後の各論でも記載することを検討いただきたい。</p>		資料-2-1 P4	
4	盛土をする場合は、実務的には別の土地と捉えて対応しているように見受けられる。照応の原則と公平性の原則の関係をどのように整理するかがポイント。 「納税者が納得するか」という公平性の原則の視点とは若干温度差があっても良い気もする。 少なくとも地権者にとって不利になることは権利上難しいのではないか。		資料-2-1 P4P6	
5	土地区画整理事業としての照応の原則がある一方で、盛土という公共事業(治水事業)に協力し、事業中の移転等していただく地権者の立場も踏まえた考え方も非常に大切であり、高規格堤防の整備に対する地権者の理解についてもとりまとめの中で言及すべき。			
6	資料-2P7「②共同事業者と地権者との間における引渡しの際の取り決め」が、「①原地盤の地盤強度に係る情報」等が不明な中で、最初に独立して存在することに違和感がある。共同事業者との間でよく情報収集や共有をしながら取り決めや協議・合意を図っていくということではないか。 「取り決め」という表現が良いのかも含め、検討いただきたい。		資料-2-1 P5	
7	資料-1P5のアンケート調査において、引渡しの条件(約束)については地盤強度の不足等に対して「補償する場合」「補償しない場合」に分かれるが、どのくらいそのような機会があるのかによって、リスクとコストを考えていくことになる。どこまで詰めていくかが1つの課題となる。		資料-2-1 P10	
8	今回収集した事例における地盤強度の確認方法等の基準・考え方は、非常に貴重な情報になるとともに、これから国が共同事業者との間で調整を図っていく際の土台ともなる情報だと思うので、調査結果をまとめていただきたい。		資料-2-2 資料編	
9	現場で活用できるものとするためには、協議・合意にあたっての拠り所(何を踏まえ、何を根拠にするか)などについて、今回のとりまとめで明確にすることが重要。		とりまとめ(案)で明確化した内容を整理	資料-1 P3-5

主な意見とその対応 No.9 協議・合意や対応にあたっての拠り所・考え方

第2回検討会で頂いた意見

○ 現場で活用できるものとするためには、協議・合意にあたっての拠り所(何を踏まえ、何を根拠にするか)などについて、今回のとりまとめで明確にすることが重要。



○ 協議・合意や対応にあたっての考え方、参考とすべき事項等について、とりまとめ(案)のなかで、できる限り記述

赤字:協議・合意や対応にあたっての考え方、参考とすべき事項 等

【P4】

(1)事業調整段階

1)確保する地盤強度の考え方に関する協議・合意

宅地として確保する地盤強度について定められた法令・関係基準等はないが、高規格堤防の整備において上面の宅地利用が想定される場合は、共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないよう、共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方について協議・合意を図るべきである。

共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方に関する項目については、**関係法令等及び今回収集した沿川自治体等の事例を参考として**、以下の項目が考えられる。(以下略)

【P5~6】

(1)事業調整段階

2)確保する地盤強度の考え方とあわせて共同事業者との間で共有する事項

①原地盤の地盤強度に係る情報

原地盤の地盤強度は、**共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方について協議・合意する上で参考とすべき必要な情報**であり、事業調整段階で盛土造成前の地盤調査を実施すべきである。(以下略)

②共同事業者と地権者との間における引渡しの際の取り決め

共同事業者が地権者との間で引渡しの際の取り決めについて調整する際は、「**①原地盤の地盤強度に係る情報**」や**今回収集した沿川自治体等の事例を参考**とすることができるよう、国は必要に応じて情報提供を行うべきであるとともに、土地区画整理法第89条の「照応の原則」の考え方による対応が地権者に対し過度な負担を強いることとならないよう、共同事業者の調整状況を把握することが望ましい。(以下略)



主な意見とその対応 No.9 協議・合意や対応にあたっての拠り所・考え方

【P6～7】

(1) 事業調整段階

2) 確保する地盤強度の考え方とあわせて共同事業者との間で共有する事項

③ 事業における役割分担

共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度の確保にあたって、国と共同事業者との間のアロケーション等の役割分担を検討すべきである。その際、**共同事業者において、盛土造成を伴う土地区画整理事業等を施行する際**の考え方がある場合には、これに準じて検討すること等が考えられる。(図-1)

例: 共同事業者が単独で施行する土地区画整理事業では、盛土造成を伴う場合のみ地盤強度の目標を設定
(盛土造成を伴わない事業では設定していない)

→ 高規格堤防整備事業者(盛土造成原因者)である国が共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度を確保・引渡し

社会通念上、双方の事業が互いに影響すると
考えられる範囲 (ex. 擦付け部)

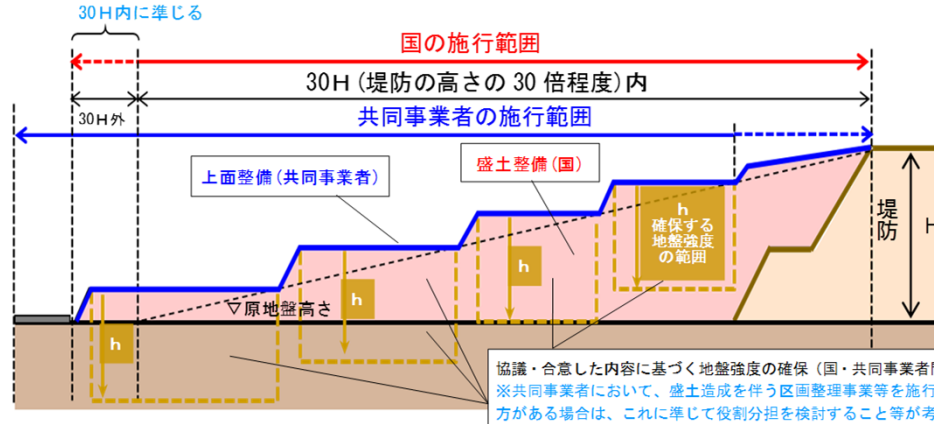


図-1
事業における役割分担の考え方 イメージ

【P7】

(2) 調査・計画段階

1) 盛土造成前の地盤調査の計画立案及び実施

(略)

地盤調査の計画立案にあたっては、**事業調整段階で得られている情報も活用**し、施工管理上必要と考えられる調査地点数、実施時期等について検討すべきであり、地盤調査の結果について共同事業者との間で情報共有を図るとともに、設計・施工時に活用することが重要である。

主な意見とその対応 No.9 協議・合意や対応にあたっての拠り所・考え方



【P7～8】

(3)設計段階

1)協議・合意した内容に基づく地盤強度を確保するための対策工の検討等

高規格堤防盛土設計・施工マニュアルに基づく盛土材料選定、上載荷重、残留沈下量等の設計に関する各事項を遵守することに加えて、**共同事業者との間で協議・合意した内容及び調査・計画段階で実施した盛土造成前の地盤調査の結果等を踏まえ**、対策工の必要性について検討すべきである。

原地盤・盛土造成地盤の各対策工の検討においては、**コスト、工程及び施工等に配慮した対策工を決定するとともに**、設計・施工計画について共同事業者との間で共有すべきである。

(略)

検討した設計・施工計画及び強度不足が確認された場合の対応の可能性を踏まえ、事業調整段階で共同事業者との間で共有した事業スケジュールを確認し、変更等が必要と考えられる場合は共同事業者との間で確認・調整すべきである。

(略)

2)盛土造成中・盛土完成時の地盤調査の計画立案

今回収集した沿川自治体等の事例では盛土造成中の調査を実施した事例はなかったが、高規格堤防の整備では、**大規模な土工となること、多様な盛土材料が使用される場合があること等を踏まえ**、施工管理上必要と考えられる場合は、盛土造成中の段階的な地盤調査の計画を立案すべきである。

プレロード盛土をはじめ軟弱地盤対策には様々な対策工法がある中で、**採用する対策工法に応じて、別途地盤調査の実施等により共同事業者との間で協議・合意した内容に基づく地盤強度の確保の状況を確認すべきである。**

盛土完成時の地盤調査については、共同事業者への引渡しに向けた調査として、**事業調整段階で共同事業者と協議・合意した内容を踏まえた計画を立案すべきである。**

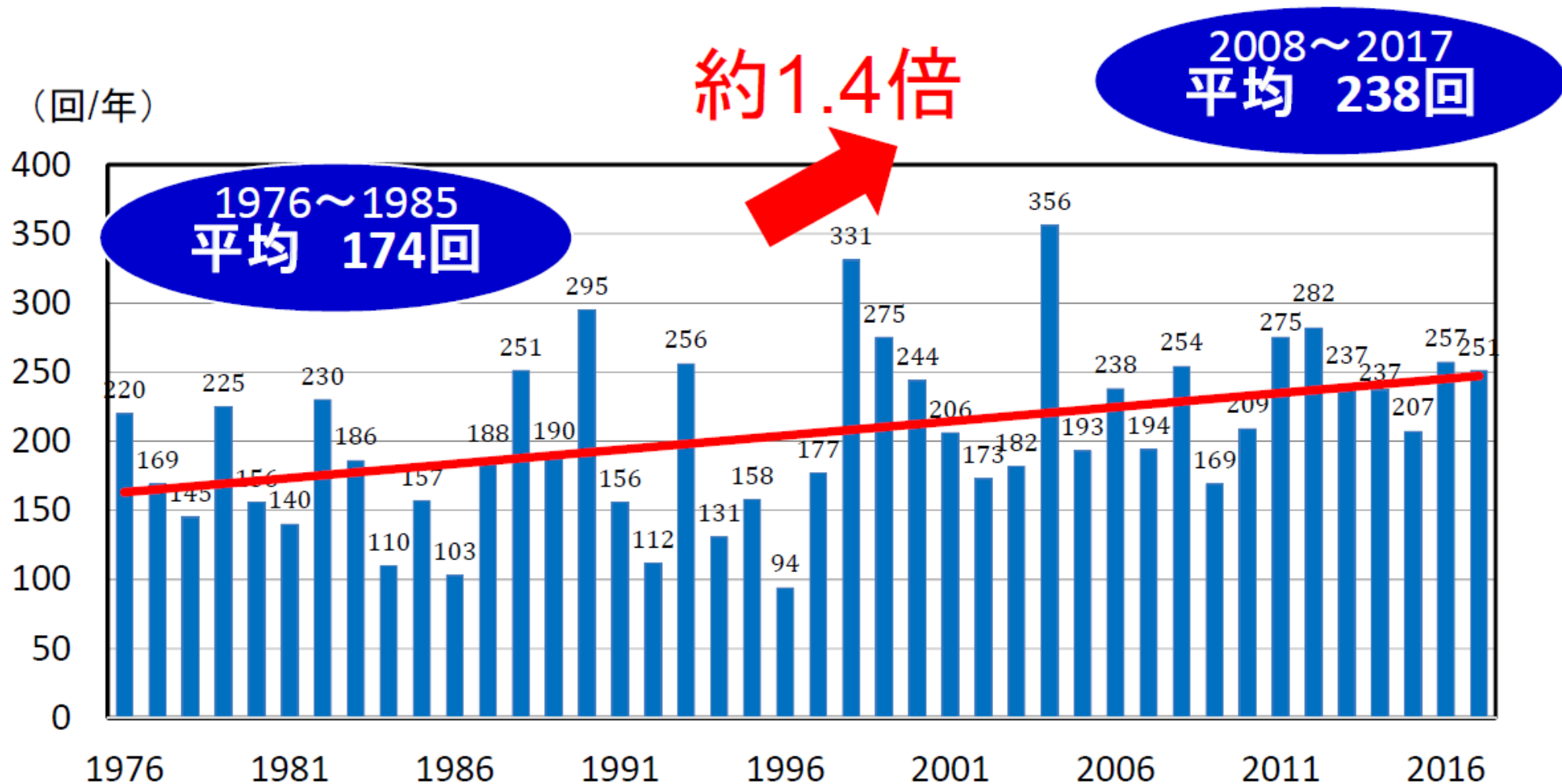
【P9～10】

(6)その他

共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないよう、必要に応じて、地盤の沈下量等の考え方についても、**関係基準等を踏まえ**、共同事業者との間で協議・合意を図るべきである。

その他 短時間強雨発生回数の長期変化

○ 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が約30年前の約1.4倍に増加



1時間降水量50mm以上の年間発生回数(アメダス1,000地点あたり)

※ 毎年1月に前年分のデータを追加

※ アメダスの地点数は、1976年当初は約800 地点だが、その後増加し、2016年では約1,300 地点
そこで、年による地点数の違いの影響を除くために、1,000 地点あたりの発生回数に換算し比較

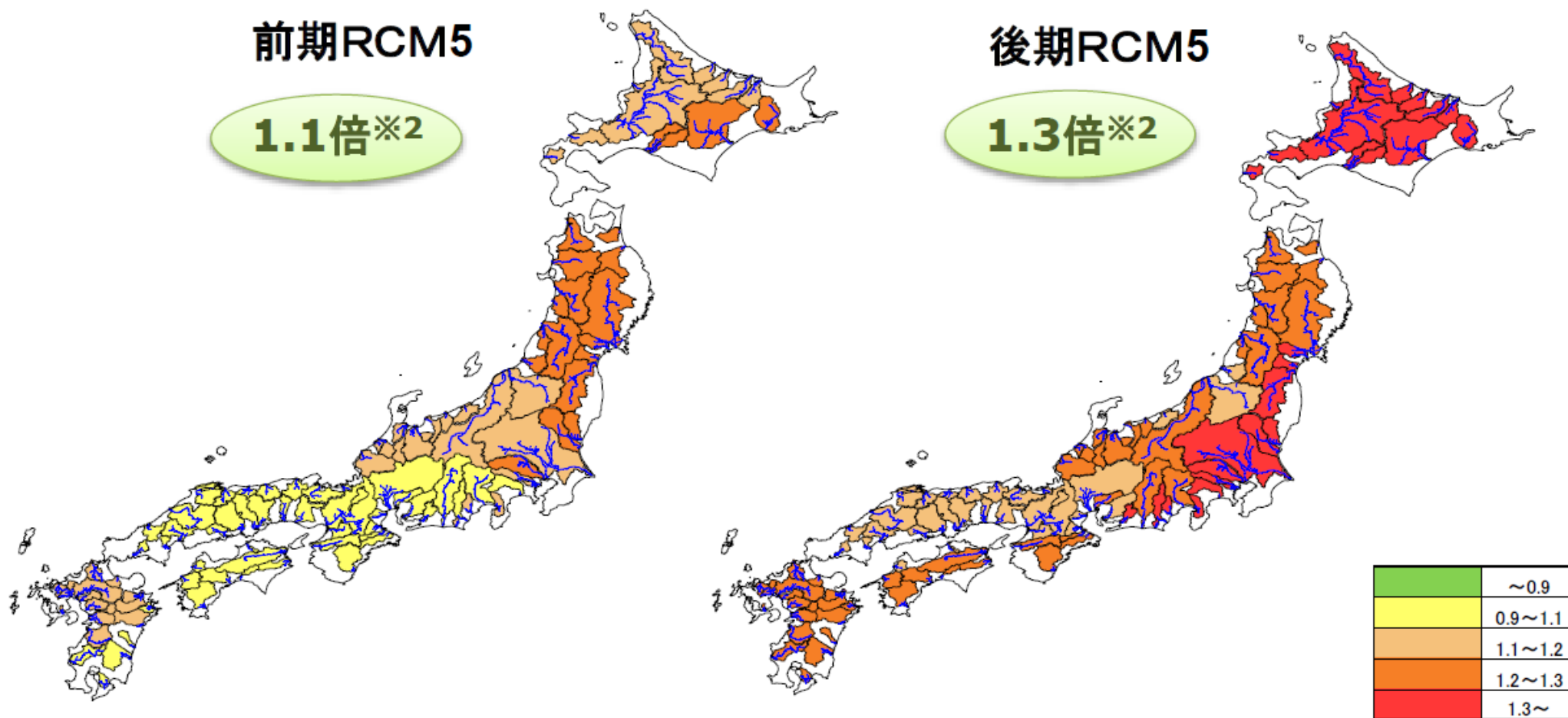
※ 山岳地域に展開されていた無線ロボット雨量観測所のうち、廃止された観測所は除外

※気象庁資料より作成

その他 水害の頻発・激甚化(基本高水を超える洪水の発生頻度)

○ 全国の一級水系においては、現在気候と比べ将来気候(SRES A1Bシナリオ)において基本高水を超える洪水の発生頻度※¹が約1.8~4.4倍※²になることが予測

計画降雨継続時間での降雨量倍率の予測結果



※¹: SRES A1Bシナリオを適用した4つの気候モデルについて、現在(前期RCM5は1990~1999、後期RCM5は1979~2003)、将来(前期RCM5は2086~2095、後期RCM5は2075~2099)の予測値(中位値)の幅を示したもの

※²: 全国1級水系の中央値

出典: 国土技術政策総合研究所資料No.749より作成

出典: 「水災害分野における気候変動適応策のあり方について(答申)」参考資料

その他 水害の頻発・激甚化(近年の主な水害の発生状況)

○ 平成29年度は九州北部豪雨や台風第21号などによる水害が発生。また、平成30年度は大雨が広範囲に長時間継続した平成30年7月豪雨により、同時多発かつ広域的に浸水被害、土砂災害が発生。



【位置図】



【事業の経緯】

東京都の市街地再開発事業と江戸川区の千本桜整備事業とあわせて高規格堤防の整備を実施

【地区の概要】

施工箇所：荒川右岸2k250～4k630

完成年度：平成27年度

共同事業者：東京都、江戸川区

延長：2,380m



住宅地、工場だった整備前



撮影日：平成24年2月

【位置図】



【事業の経緯】

江戸川区の土地区画整理事業とあわせて、高規格堤防の整備を実施

【地区の概要】

施工箇所:荒川右岸 6k700~6k900

完成年度:平成16年度

共同事業者:江戸川区

延長:100m



撮影日:平成11月4月

□:整備範囲

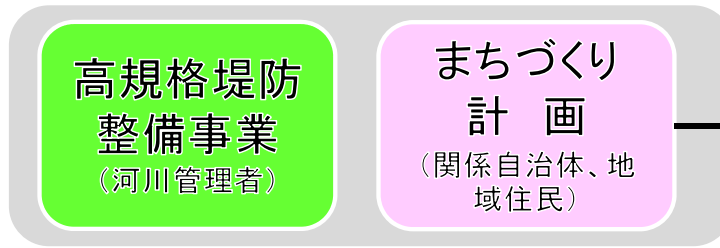


撮影日:平成21年3月

← 荒川 □:整備範囲

○ 事業主体や事業ケースによってそれぞれ異なるが、概ね以下に示すフローに沿って実施

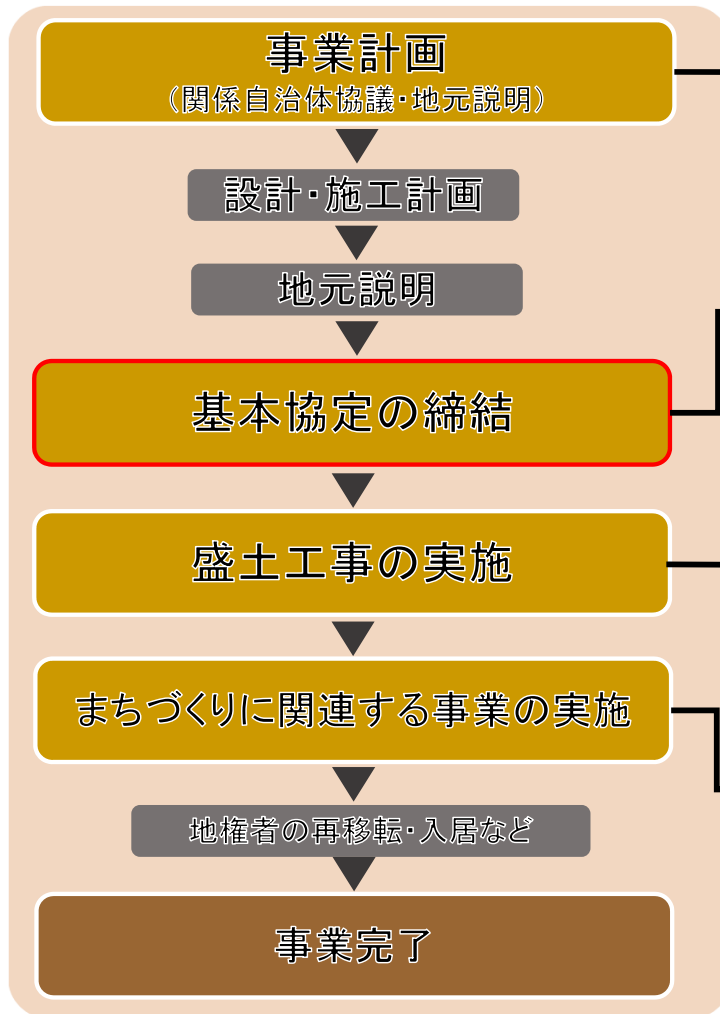
高規格堤防との共同事業の調整



まちづくりの具体化

高規格堤防は、既存のまちづくり計画や新たなまちづくりの機運を踏まえ事業関係者の合意形成により進められる

高規格堤防の整備



共同事業計画

高規格堤防整備事業を実施するための方針として、実施箇所、実施期間、事業費、実施体制などを計画

協定の締結

共同事業の内容が固まった段階で、共同事業者と河川管理者の間で基本的な同意、施工、管理等について必要な協定を締結

盛土工事の実施

盛土工事の実施にあたっては、地権者や関係機関と連携を取りつつ作業を進める。高規格堤防の盛土及び整地は、基本的に河川管理者が実施。

まちづくりに関連する事業の実施

盛土及び整地完了後に建築物(共同事業者等)や公共施設(行政等)の整備を実施。

資料: 荒川下流河川事務所パンフレットを
関東地方整備局が編集

その他 「国土地盤情報データベース」の概要

- 官民が所有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化等の仕組み※を構築
- 全ての地盤情報について、公共工事は、原則として収集・共有を徹底。ライフライン工事は、占用手続きにあわせて、民間工事は、依頼者の同意を得た上で収集・共有する仕組み等の構築を検討
- 平成30年4月、「国土地盤情報データベース」の運営主体として「(一財)国土地盤情報センター」を決定
- 平成30年9月に運用を開始し、地方公共団体、公益事業者等に対象を拡大

※社会資本整備審議会 技術部会 地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する小委員会 答申より

